

平成21年2月6日

告示第17号の2

改正 平成22年3月31日告示第74号の13

平成23年3月31日告示第57号

平成24年10月3日告示第208号

平成27年3月30日告示第37号の2

平成29年3月31日告示第80号

平成30年3月30日告示第63号

令和3年3月31日告示第63号

令和3年6月30日告示第190の9号

令和8年3月27日告示第39号

大村市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、建築物の壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、もって生活環境の保全を図るため、予算の定めるところにより分析調査事業及び除去等事業を行う者に対し、大村市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) アスベスト 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第6条第23号に規定する石綿等をいう。
- (2) 分析調査事業 壁、柱、天井等に露出して吹き付けられた建築材料のうち、アスベストが施工されている可能性があるものに係るアスベストの試料採取、アスベストの含有の有無の判定及びアスベストの含有率の測定に係る調査（以下「分析調査」という。）を行うことをいう。
- (3) 除去等事業 壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベスト（以下「吹付けアスベスト」という。）の除去、封じ込め若しくは囲い込

み又は吹付けアスベストが施工されている建築物の除却（以下「除去等工事」という。）を行うことをいう。

- (4) 所有者等 所有者又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律69号）第3条に規定する区分所有者の団体若しくは管理者をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市の区域内に存する建築物で、露出して吹き付けられたアスベストが施工され、又は施工された可能性のあるものとする。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象建築物のうち、多数の者が共同で利用する部分（附属する電気室、機械室等を含む。以下同じ。）において行う分析調査事業及び除去等事業であって、別表第1に定める基準に適合するものとする。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者等であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 国、地方公共団体その他公共団体又はこれらの者に準ずる者以外の者であること。
- (4) 補助対象建築物について、分析調査事業又は除去等事業に関する国又は他の地方公共団体による補助金等の交付を受けていないこと。

2 補助金の交付は、同一の補助対象建築物1棟（1の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物。以下同じ。）に対して実施する分析調査事業及び除去等事業それぞれにつき1回限りとする。

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

（申請の手続）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、大村市民間建築物吹付け

アスベスト改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、補助事業に着手する前に市長に提出しなければならない。この場合において、その者が自らの固定資産税課税台帳及び市税の納付状況を確認されることについて同意しないときは、第5条第1項第1号に規定する者であることを証する書類及び市税納税証明書を併せて提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の所在地、名称及び用途並びに補助事業の実施箇所を示す書類
 - (2) 第5条第1項第1号に規定する者であることを証する書類
 - (3) 市税を滞納していないことを証する書類
 - (4) 補助対象建築物が共有物である場合は、申請者が第2条第4号に規定する区分所有者の団体又は管理者であるときを除き、原則として所有者全員の合意があることを証する書類
 - (5) 分析調査事業に係るものであるときは、分析調査に係る調査仕様書及び見積書
 - (6) 除去等事業に係るものであるときは、除去等工事に係る施工計画書等及び見積書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、大村市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知する。

(申請の取下げ期限)

第9条 規則第9条の規定により申請の取下げをすることができる期限は、前条の決定通知を受け取った日から起算して15日を経過した日とする。この場合において、前条の決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、取下げ期限までに大村市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業取下げ届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 規則第19条に規定するもののほか、提出した書類に虚偽の申請があったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
(変更交付申請等)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後において補助事業に関し補助金の額に変更が生じるときは、速やかに大村市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項以外の補助事業の内容を変更する場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

3 第8条の規定は、第1項の規定による補助金の変更交付申請について準用する。この場合において、第8条の規定中「大村市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)」とあるのは、「大村市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大村市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添え、補助事業の完了した日から30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象建築物の所在地、名称、用途及び補助事業の実施箇所を示す書類

(2) 分析調査事業に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 分析調査を実施した機関(以下「分析機関」という。)が発行した分析調査結果報告書(建築物の住所、呼称、採取日、分析機関の名称及び調査方法が記載されたもの)の写し

イ 分析機関と締結した契約書の写し ウ

分析調査に係る費用の請求書の写し

エ 分析調査の実施箇所の採取中写真及び採取後の現場写真

(3) 除去等事業に係るものであるときは、次に掲げる書類

ア 除去等工事を実施した施工業者（以下「施工者」という。）が発行したアスベスト改修結果報告書

イ 施工者と締結した契約書の写し

ウ 除去等工事に係る工事代金の請求書の写し

エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準法関係規定（以下「建築基準法関係規定」という。）に基づく届出書の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大村市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めたときは、当該補助事業者に対して、検査結果不備事項通知書（様式第8号）により通知した上で、是正を指導するものとする。

（補助金の支払）

第14条 この補助金は、前条第2項の規定による補助金の額を確定した後、に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、大村市民間建築物吹付けアスベスト支援事業補助金交付請求書（様式第9号）に様式第7号による交付確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、補助金を概算払の方法により支払うことができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による支払について準用する。この場合において、第2項の規定中「大村市民間建築物吹付けアスベスト支援事業補助金交付請求書（様式第9号）」とあるのは、「大村市民間建築物吹付けアスベスト支援事業補助金概算払請求書（様式第10号）」と、「様式第7号による交付確定通知書」とあるのは、「様式第2号による交付決定通知書」と読み替えるものとする。

（立入調査）

第15条 市長は、この要綱に定める事項について、必要があると認めるときは、補助事業者の同意を得た上で、当該補助対象建築物への立入りを行うことができるものとする。

（書類の整備等）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から、5年間保管しなければならない。

（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者は、除去等事業にあつては、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間は、当該補助対象建築物を除去してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成23年3月31日告示第57号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月3日告示第208号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第63号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第63号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年6月30日告示第190の9号）

この告示は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日告示第39号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| | |
|--------------------|---|
| <p>分析調査事業に係る基準</p> | <p>(1) 分析機関は、公益社団法人日本作業環境測定協会が公表した石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関のリストに掲げられた機関又は次号に規定する調査方法によりアスベストの有無及び含有量を測定できる機関であること。</p> <p>(2) 分析による調査方法は、建材製品中のアスベスト含有率測定方法（日本工業規格A1481）を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有量を測定できる場合は、これによることができる。</p> <p>(3) 調査を行う者は、建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者又は同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者をいう。以下同じ。）とする。</p> |
| <p>除去等事業に係る基準</p> | <p>(1) 施工者は、県内に本社、支店、営業所等を有する事業所又は市長が適当と認める者で、次のいずれかの者であること。</p> <p>ア 一般財団法人日本建築センターが審査し、証明した吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術一覧（以下「飛散防止処理技術一覧」という。）に掲げる技術を有する者</p> <p>イ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条の規定に基づき選任された石綿作業主任者（平成18年3月31日以前においては、特定化学物質等作業主任者）の指導及び監督の下、建設業労働災害防止協会が発行する建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（以下「ばく露防止マニュアル」という。）又はこれと同等の方法に従って施工した十分な実績を有する者その他のアに規定する飛散防止処理技術に相当する技術を有すると認められる者</p> <p>(2) 施工方法は、次のいずれかによるものであること。</p> <p>ア 一般財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」に掲げるいずれかの工法</p> <p>イ 飛散防止処理技術一覧に掲げるいずれかの技術を用いた工法</p> <p>ウ ばく露防止マニュアルに掲げるいずれかの工法</p> <p>エ アからウまでに規定する施工方法に相当する方法であると市長が認めるもの</p> <p>(3) 除去等事業に伴う工事を行うことにより、補助対象建築物が、建築基準法関係規定に不適合にならないよう必要に応じた措置を講じるものであること。</p> <p>(4) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第5条に規定する届出を行うこと。</p> <p>(5) 建築物石綿含有建材調査者が策定等を行った除去等事業の計画に基づく施工方法であること。</p> |

別表第2（第5条関係）

| 事業 | 対象経費 | 補助金の額 | 補助限度額 |
|--------|--|--|-------------|
| 分析調査事業 | 分析調査事業に要する経費で、分析機関に対して支払う経費 | 補助対象建築物1棟につき、補助対象経費の全額。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。 | 160,000円 |
| 除去等事業 | 除去等事業に要する経費で、施工者に対して支払う経費。ただし、除去等工事に伴う補助対象建築物の復旧に要する経費は除く。 | 補助対象建築物1棟につき、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。 | 11,000,000円 |